

男女共同参画優良事業者を募集します!

岐阜市では、平成14年6月に「岐阜市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、様々な取り組みを行っています。

男女共同参画の推進にあたり、事業者の皆さんの責務として、事業活動を行う際には、男女が共同して参画することができる体制の整備及び男女共同参画を阻害する要因の解消に積極的に取り組むことを求めています。

また、男女共同参画推進に向けての取り組みを積極的に行い、その推進に顕著な功績があったと認める事業者を表彰することにしてしています。そこで、男女共同参画優良事業者を募集します。

◆表彰の対象となる事業者

次の(1)及び(2)の要件を満たす事業所

(1) 事業所の所在地に関する要件として、下記のいずれかに該当すること

- ① 本市に本店を置く事業者
- ② 本市に複数の支店等を有する事業者
- ③ 岐阜県内に本店を置き、本市に支店等を有する事業者

(2) 事業所の活動に関する要件

次のいずれかに該当する活動を原則として3年以上継続的に行っているもののうち顕著な功績があると市長が認めたもの。

- ① 男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい、又は活動しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいるもの
- ② 女性の能力の活用又は活動領域の拡大に積極的に取り組んでいるもの
- ③ 仕事と家庭の両立を支援するため、法制度を積極的に活用し、又は法を上回る処遇をし、若しくは柔軟な働き方ができる独自の制度等があり、それが活用されているもの
- ④ 上記のほか、男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいるもの

◆応募方法

所定の応募用紙(岐阜市男女共同参画優良事業者表彰推薦書)に必要事項を記入して、郵送、電子メールまたは直接男女共生・生きがい推進課まで提出してください。

自薦、他薦は問いません。

なお、応募用紙は市のHPから取り出せます。

◆応募期間

平成28年7月1日(金)～8月31日(水)

◆応募先及び問い合わせ先

〒500-8701

岐阜市今沢町18番地 岐阜市 市民参画部 男女共生・生きがい推進課

TEL: 058-214-4792 E-mail: danjo-ikigai@city.gifu.gifu.jp

*なお、表彰式は平成29年2月を予定しています。

